

第 11 回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成 23 年 11 月 15 日（火）

19：00～21：00

場所：市役所 中会議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、長谷部委員、川浪委員、片桐委員、河野委員、
諫山委員
（事務局）宮崎課長、橋本係長、笹倉主任
（傍聴者）1 名

1、開会挨拶

【宮崎課長より挨拶を行う】

2、事前配付資料の確認について

発言の要旨

草野座長：事前配付資料の説明について事務局からお願いします。

事務局：事前に送付しました資料の中で、まず「自治基本条例に盛り込む事項（事務局案）についての説明」と書かれた資料の説明をします。これは、別冊の「自治基本条例に盛り込む事項（たたき台案）」をどのような考え方に基づいて作成したかを説明したものです。

次に、別冊の「自治基本条例に盛り込む事項（たたき台案）」を見ていただきたいのですが、表紙に書いてありますように、「今までの会議での議論や他の自治体の条文等を参考に作っており、これからの市民ワーキンググループ会議での協議資料として作成したもの」というのが大前提です。

それと、本日配付しました資料の中に、「日田市の自治基本条例制定までに使用する用語の定義」というものがあります。これにつきましては、条例案の作り込みの段階のものはいろいろな表現の仕方がありますので、日田市の自治基本条例を作っていくまでに使う言葉の定義付けをしようというものです。

委員 A：条例制定までに使用する用語の定義について質問です。今日、いただいている資料は【たたき台案】で、その後、【たたき台】、【素案】、【条例原案】、【条例案】、【条例】という流れのようですが、市民ワーキンググループとしましては、どこまで関わることになるのでしょうか。

事務局：【素案】の段階でパブリックコメントなどを行います。そして意見として返ってきたものをとりまとめ、市民ワーキンググループに報告して議論をしていただきます。したがって、【条例原案】の前までは関わっていただいて、意見を反映させていきたいと考えています。

嶋田先生：私からも確認ですが、審議会にあたる「策定委員会」を年度内に立ち上げ予定とのことですが、市民ワーキンググループのメンバーも参加するという

認識でよろしいのでしょうか。

事務局：メンバー構成については確定していませんが、有識者という立場で可能であれば嶋田先生に入っていただきたいということと、市民ワーキンググループのメンバーの中から代表という形で 1、2 名入っていただきたいというふうには、考えているところです。

嶋田先生：そのような形が妥当なところでしょうね。それと、前から言っていますが、この自治基本条例をどうやって広げていくかというところが鍵になってきます。ある程度まとまったものがないと、議論しにくいので【たたき台案】というものを作るのは大事です。その後は、いかにして地域に広げていくか。策定委員会とは別に地域の人に議論してもらうとか子ども達に議論してもらうとか、そのような機会についてはどのようにセッティングされますか。

事務局：次回の市民ワーキンググループ会議で提案させてもらおうと考えているのですが、2 月から 3 月にかけて、市民フォーラムのようなかたちで、「自治基本条例について日田市がどのような動きをしているか」、その前段として「自治基本条例とはどのようなものか」も含めて市民にお知らせするような会議を開きたいと考えております。

そして、イメージ的には【たたき台案】を整理していく作業を 3 月までにできれば、4 月以降は【たたき台】を基に地区説明会や高校生などの若い人たちの意見を取り入れる場というのを組み立てていきたいと考えています。

策定委員会については、立ち上げ自体は 3 月までには行いたいのですが、実際に動き始めるのは 4 月以降になるのかなと考えています。

嶋田先生：この市民ワーキンググループの動きはどのようになりますか。

事務局：今後の議論にはなりますが、例えば、地区説明会の場に可能な範囲で参加をしていただくということと、地区説明会などで出た意見について【たたき台】を修正していくような議論をしていただくことを考えています。

嶋田先生：そうしますと、策定委員会と並走的に動きながら、議論が変な方向に行かないかも含めて議論を続けていくということでしょうか。

事務局：地区説明会について、地区をどのように分けるかということもありますが、例えば公民館単位で考えれば 20 地区になりますので、そこへの参加をお願いすることになれば、市民ワーキンググループとして何もしない時期ができることはないと考えています。もちろん、具体的なスケジュールを組みながら地区説明会への参加を提案というかたちで、お願いしていくことになろうかと思えます。

嶋田先生：この地区説明会というのは、どのようなイメージなのでしょうか。

事務局：通常、事業の説明会などで言いますと、自治会等を通して参加のお願いをし、公民館等が集まってもらい意見を出していただくという方法です。

嶋田先生：私のイメージですが、広い会場に人が集まってワークショップ形式で、「この地域をどうしていくのか」とか、あるいは「どのような仕組みが必要なのか」というように、グループごとに議論していただく場があればいいと思っています。そのような場に、これまでの議論経過をご存知の委員のみなさんがコーディネーター的に入っていて、【たたき台】に入っている意見かそうでないかをとりまとめて発表していくというイメージがありました。

各地域での説明会で一方的な説明になると、委員のみなさんが参加してもどうしていいかわからないと思います。ですから、どちらかといいますと、議論するような場の中で市民ワーキンググループの委員さんに一緒に入っていていただくというイメージの方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：理想的な形としては、ワークショップ形式でやっていくのがいいのかなとは思っていますが、意見を取りまとめていくということが難しいと考えています。ただ、一方的な説明にはならないように、何らかのかたちで意見を吸い上げられるようにしなければという話はしています。

嶋田先生：ファシリテーションまで委員のみなさんにやっていただこうと思っているのではなくて、そこは難しいかもしれませんが職員の方に頑張ってもらわないといけないと思います。ただ、ファシリテーターとして職員が入ったとしても市民は議論しにくいと思うのですが、その時にコメントをしていただく役割として市民ワーキンググループ委員のみなさんに各グループに入るような形が取れば理想なのかなと思っています。この件については引き続き詰めていただく必要性がありますが、今の話を聞いてみなさんはいかがでしょう。

委員A：私は地区の集まりの時に、ときどき自治基本条例の話をして情報を流しているのですが、お任せしますという立場に関心がありません。ですから、いきなり公民館に集まってくださいと言っても無理だと思います。人が集まらなくて寂しい思いをすと思います。基本条例に限らず多くの住民は何でもおまかせしますという印象を受けます。

嶋田先生：このような件に関心のある団体というのは市内にどのくらいあるのですか。

事務局：いろいろなまちづくり団体はありますが、自分たちの目的を持ってやっているの、市全体の、自治の在り方のようなところに関心を持って私たちの所に話しにくるような団体は今のところいません。

嶋田先生：広報で自治基本条例についてお知らせしていることについて、問い合わせとかは無いのですか。

事務局：数件の問い合わせがあった程度です。

嶋田先生：市民の関心が低いということであれば、子ども達を巻き込むなどして盛り上げていかないと大人たちが動いていかないでしょうね。そういう状況で、

この市民ワーキンググループでの議論に意味があるのは、「自治のルール」というと自分には関係がないと思われがちになるものですが、実際には日田市民の生活に直結しているというか、いろいろな問題解決に繋がっていくということを【たたき台】を通じてアピールできたらいいと思います。話を聞く限りでは、今の段階で説明会をしても、あまり効果がないのかなという印象はあります。それよりも、もう少し関心の高そうなグループから手を付けて盛り上がっていくようなことを考えた方がよいかもしれません。

それと、私からのお願いですが、今後の活動で市民ワーキンググループメンバーに過度の負担になっては困るし、やりやすい形で参加できるような仕掛けを考えていただいた方が助かるのかなという気がします。

3、意見交換などについて

発言の要旨

嶋田先生：それでは、今から【たたき台案】について議論していきたいと思えます。これを作成するにあたっては、他自治体の条文と議論で出てきた内容を参考にしているとのことですが、私の印象ですと、これまでの議論で出てきた内容がどこまでフォローされているのかピンときませんでした。「第1回～第10回会議での議論のポイント」という資料を見ますと、結構な内容が出ています。読んでもらうとわかると思いますが、これまでの議論で出てきたことが【たたき台案】ということで落とし込むと、ニュアンスが伝わらなかつたりします。

委員A：まだ細かくは見ていなくて、これから逐条ごとに議論していくのかなという程度でしか読んでいませんが、現段階で条文数が32条とのことですが、意図したものなのですか。

事務局：意図したものではなく、結果として32条になっているだけです。

委員A：他自治体を参考にされていると思いますが、特に日田市独自の条文やキーワードはありますか。

事務局：今までの議論の中で頻繁に出てきました、高齢化が進んで若手が少なくなっているということから、条文に盛り込む事項として「小規模集落等対策」を入れています。このような形で条文化できるかどうかはわかりませんが、もし条文化されれば他自治体と比べても特徴のある珍しいものになると考えています。

嶋田先生：会議での議論の内容が、【たたき台案】の、どの項目に対応しているのか対応表があればわかりやすいと思います。私が【たたき台案】を見た感想としては、せっかく今まで議論してきた日田市特有の問題などが読み取れず、先例をまとめた感じになっていて、これを作ったからどうなるのかなというところです。前から申し上げていますが、自治基本条例というのは、あるべき地域のまちづくりであり、そのためには色々なものが障害になっていたり足りなかつたりするわけで、その基本的なルールというかシステムづくりのために自治基本条例を定めようと思っています。この【たたき台案】であれば、これを通じて何をするという

のが見えてこないというか、これまで議論して出てきていた事柄が、どのように入っているのかがわかりにくいです。

委員 B: 送られてきた【たたき台案】を読んでみて、また、今日説明を受けてみて、この【たたき台案】に書かれている文言は、まだ不完全なものだということですので、条文の表現を考えてきました。「地域コミュニティ等の役割」の項目の中に「自治会長等は、自治会等の代表者として、目的の達成に努める」とありますが、今までの議論の中で自治会長という地位が欲しいためだけに一生懸命にやっている人もいるということでした。そこで考えたのは、『住民の代表としての自覚を持って目的の達成に努める』のように、もう少し詳しい言葉がいいのではないかということ。

次に、「子どもの健全育成及び権利」の項目については、『子どもも市政に対するの関心を持つ』とか『日田市の歴史などを学ぶ』といったことも盛り込んでみるのもよいのかなと思いました。

嶋田先生: 素晴らしいコメントだと思います。今後については、個別の条文を見ていながら、「このような書き方でよいのだろうか」とか「会議の議論で出てきた内容の趣旨とは違う」とか「このような文言を入れた方がよいのではないか」というのを議論していければいいと思っています。

まず、この【たたき台案】の項目には盛り込まれていないけど重要なもの、抜け落ちているものがあればそれについて話したいと思います。私は結構抜け落ちている内容が多いなという印象を受けているのですが、逆に議論に出てこなかったから必要ないということでもいいと思います。

例えば、「政策法務」という項目がありますが、市としての実態がどうなるかというのが気になるところで、市として必要性を感じていないのであれば削って、逆に項目として入れるのであれば、覚悟を決めて政策法務に取り組みないといけないわけです。

配付資料のなかの「議論のポイント」を基に見ていきます。第 2 回会議の議論で出てきた、「市民からの相談時に「できない」から入るのではなく、「どうすればできるか」をまず考えるようにできないか」とありますが、例えば「政策法務」という項目を入れる前に、このような事が入ってもいいと思います。「横のつながりが取れていない」というセクショナリズムについても、【たたき台案】には入ってきていないという印象です。

「職員の行事参加」についての議論がありましたが、例えば条例の中の「職員の役割」に『地域活動に参加するよう努めるものとする』といった文言が【たたき台案】に入ってもおかしくはないと思います。

第 3 回会議で言えば、「都市間交流、地域内交流」の話が出ましたが、【たたき台案】には「他の自治体との交流連携」に入っているようですが、議論のニュアンスとは違うような気がします。「移動の権利」や「買い物の権利」といった議論も入っていないようです。

第 4 回会議の議論では、「モンスターペアレント」の話が出ました。これは、【たたき台案】の中にある「市民の責務」の『市民は、地域課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努める』というところから、一応読み取れますが、ニュアンスが伝わりにくいので、条文の下に解説があった方が

いいと思います。解説の中に一例として「Monsterペアレントと言われる問題に対しては行政だけでは対応できません。住民同士で議論して解決していくようなことができればより有効になるのではないのでしょうか。」とすれば伝わりやすくなります。

委員A：【たたき台案】は「議論のポイント」に載っている内容とリンクして作られたという訳ではないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：【たたき台案】の骨格となるものは、第10回会議までで参考にしてきた他自治体の条文の構成、項目です。先ほどから指摘をいただいておりますが、「議論のポイント」の記載内容の全てが【たたき台案】に含まれているというわけではなく、落とし込めるものについては盛り込んでいますが、条文化しにくいと考えられるものについては含めきれっていません。

嶋田先生：最終的に、「買い物の権利」とか「移動の権利」とかを入れるというのは難しい部分がありますが、まず一旦は【たたき台案】に入れ込んでおかないと今までせっかく議論してきたことが生かされません。最初の段階ですから、もっと入れ込んでいいと思います。

「議論のポイント」の内容をどこに盛り込むかは難しいとは思いますが、これまで議論で出てきたことはできる限り条文に入れ込むかたちで。そして、各項目が、どの議論と関係しているかというのを対応表なり解説なりでわかるように作っていただいた方が議論しやすいのでよいかと思います。解説を充実させていくことで、この市民ワーキンググループで出た意見が反映するようにできればと思いますので、次回お願いします。

委員C：盛り込む内容としては、日田には広瀬淡窓がいましたので、世界遺産の取り組みもしていますし条文に入れられればいいのかと思います。

委員D：私は条例の項目は少ない方がいいと思いますが、今後市民にどういう風に伝えていくかというのがあります。この会議が始まって1年以上経ちますが、1年前に思っていたことと、今とでは差があります。私の住んでいる地区が置かれている状況が1年前とは違ってきて、市民の負担がものすごく増えました。来年はもっと負担が増えるという話を聞いています。住民が減っているのに、これ以上負担が増えると、色々な事に対して余裕がなくなり条例の話などに係る意欲がなくなると思っています。まちづくりというのは、行政と市民とで協力してやらなければいけないということはわかるのですが、どこまでが市民がやることで、どこから行政に頼んでいいのか。予算をあげるのも市民のみなさんでやってくださいという話が多いようなのですが。

委員A：市民と行政との関係もあるのだと思いますが、人口減少地域における問題が顕在化しているということなのではないでしょうか。市街地はまだそこまで深刻な状況にはなっていないように思います。

嶋田先生：今の議論は、【たたき台案】の「自治の基本原則」に関係してくると思

います。本来、行政というのは、市民が自分たちではできないからお金を出して雇っているという考え方があるわけです。しかしながら、いつのまにか協働の名の下で行政が住民に仕事を押し付けるような局面も出始めています。特に高齢化している地域では負担になっている。そういう風にならないように、住民生活を守りながら自治を運営していく。そこを「自治の基本原則」に入れ込まないといけないのかなと思います。

【たたき台案】に『市民は、それぞれが自治の主体であることを自覚し、互いを尊重することを原則とする』ということ住民自治の原則としていますが、これは間違っていて、本来「住民が主人公で、住民が自らコントロールして行政を動かす」ということが住民自治の原則です。

【たたき台案】を前から順番に見ていくと、「目的」「条例の位置付け」「定義」となっていますが、この3つは後ほど議論していくとして、まずは「自治の基本原則」からいきたいと思います。一つは、先ほど話しがあったように、住民の負担が増えつつあるので、そのやり方では駄目だということを言っていくべきだったことでした。他に何かありますでしょうか。

委員E：私が住んでいる地区では、自治会の班長の順番を決めるのも話し合いをしています。私はできないから班長をしないと勝手に判断するのではなく、みんな話します。

嶋田先生：今の話を聞くと、「自治の基本原則」に話し合いとか対話とか入れてみるのもいいかもしれません。

委員D：条例の中に、そこまで細かく入れてもいいものなのですか。

嶋田先生：実際に条文に書くときには漠然としたものになってしまっていますが、解説には細かく書いていいと思います。条文の数としてはあまり多くしなくて解説を充実させていく方が、わかりやすいのかなと思います。

一つ気になったのは、「自治の基本原則」の中の「参加と協働の原則」です。この書き方は『市民及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めることを原則とする』となっていますが、議会が入っていません。他の条例はともかく、自治基本条例に議会が入っていないというのはおかしいので入れていいと思います。

委員A：さきほど後で議論するという話でしたが、「定義」について少し聞きたいのですが、市民の定義の中の『市内で働く人』というのは「事業所で働く人」ということでしょうか。なぜこのようなことを聞くかといいますと、知人で仕事の関係で日田に長期滞在している人がいますが、事業所があってそこで働いているわけではないからです。おそらく部屋を借りているだけで住所変更などしていないでしょうから市内に住所を有するというにもあたらないと思います。この定義については、後ほど詳しく議論していくのだと思いますが既に想定しているのであれば聞いてみようと思った程度です。

嶋田先生：前回会議までの話で考えると、「土地だけは持っているが、住んでいるのは市外で普段関わりがない人」も市民に含めてもいいかもしれません。市内に財産を有している者。後は、法人をどのように扱うか。企業市民という言葉があるくらいですから、法人を市民に含めるといった考え方もあると思います。

結局、【たたき台案】にあるように、「市民」と「住民」を分けて考えた場合には、「住民」が住民投票の主体で、「市民」は責務の主体というような感じでしょうか。「市民」を定義するというのは、責務を負わせたい相手方の範囲をどう考えるかということにもなると思います。

委員A：自治の主体は「住民」でよいのではないのでしょうか。

嶋田先生：そこをみなさんがどう考えるかです。自治の主体として地域づくりを考えた時に、働いている人などの声を反映させなくていいのかということなのです。

委員A：参加と協働の原則は「市民」で、自治の原則は「住民」というように分けてもいいような気もしますが、そのあたりは包含してもいいような気もします。

嶋田先生：そのあたり事務局の方で、「市民」と「住民」の定義と、主体は何なのかということ。「市民」が主体なのか、「住民」が主体なのか。先行事例ではそのあたりを整理して制定していると思いますので改めて整理していただきたいと思います。

先ほどからの話に戻りますが、次は「市民の権利」についてです。これについてみなさんから何かあれば。

委員A：『市民は、市が行う行政サービスを受けることができる』というのは当たり前すぎていないと思いますが。

事務局：次の項目の「市民の責務」に『市民は、市政運営や行政サービスに伴う負担を受け持つ責務を有する』としていることから、それに対応するものとして書いています。

嶋田先生：むしろ、「市民の責務」の『市政運営や行政サービスに伴う負担を受け持つ責務を有する』というのを、これまでの議論からすると外すべきではないでしょうか。「市民の権利」について、委員のみなさんからみて、【たたき台案】に書かれていることだけで十分なのかということなのです。もちろん、ここに書かれたからといって担保されるかどうかというのは別問題ですが。

委員A：「市民の権利」の中にも入っていますし、他のところにもありますが、「まちづくり」という用語はどのような意味合いなのですか。他自治体の中には、「まちづくり」を定義付けしているところもありますし、実際のところハードやソフトがあるわけですから。

嶋田先生：「定義」の中に、「まちづくり」を入れてみた方がいいのかもしれないね。

事務局：他の自治体では、定義付けすることによって、かえって範囲を狭めてしまうことになるとの考えから、敢えて「まちづくり」を定義付けしないことを言っているところもあります。

委員B：ぼんやりとした形が「定義」と呼べるかわかりませんが、「まちづくり」の定義として、『各々が考えるまちづくりのことをいう』としてみる。私自身が考えるのは田舎を発展させたいというのが、まちづくりですし、中心部の人達であれば交通安全運動などがまちづくりであると考えられるかもしれません。いろいろな考え方がるので、自分たちが思う形がまちづくりであるというのはどうでしょう。

嶋田先生：「市民の権利」ということですので、拒否された時には「権利があるからできる」といえることが大事になるわけです。そうすると、「まちづくり」を地域活動の参加としてしまえば、「どうぞ地域活動に参加してください」となるのですが、行政運営とか議会運営とかであれば、なかなか参加しにくい。『行政運営に参加する権利を有する』というふうに、参加しにくいことを権利に書き込めば市民が声を上げやすくなると思います。まちづくりの定義として『行政運営並びに個人が描く地域のあり方等々』、中核的な要素を入れつつ限定的にならないような定義の仕方をするというのでしょうか。

委員E：ここでいう「まちづくり」というのは、地域づくりのようなまちづくりとは違うという認識でよいのでしょうか。行政主導のまちづくりということですね。

嶋田先生：行政がやっている地域づくりに参加する権利というのが中核にあって、たぶんそれだけではなくて地域住民がやっている地域活動にも参加する権利も含まれているのだと思います。

委員E：そういうのは行政が主導ではなくて地域住民が主役になってするものだと思うのですが。

委員A：ふるさとまつりなど、いろいろな地域であると思うのですが、地域住民が自主的にやっているまちづくり活動の一環にはなるのでしょうかが行政は関係ないので、この条例でいうまちづくりには入らないと思います。市民と議会と行政の中でやるべき条例ですから、自主的な活動はこの中では読む必要はないと思います。

嶋田先生：今までの議論の中で重要なポイントがあって、この基本条例の性格付けに関わってきます。以前にもお話しましたが2通りあって、1つは「議会及び行政」対「市民」、つまり「自治体政府」と「市民」との関係性を規定するものだという意見。しかし、そうなると地域コミュニティのことについて書き込むとおかしくなってしまう。逆に地域コミュニティなどを入れるのであれば、「行政及び議会対市民」の関係だけではなくて、「市民同士の関係性」も含めてある程度ルール化していくというもう1つのパターンがあります。

これまでの議論は、両方を含むということで考えてきたと思います。ですから、市民同士の議論なども出てきたわけです。それから考えると、ここでいう『まちづくりに参加する権利を有する』というのは、おそらく両方あって、中核的に読み込まなければならないのは『行政運営に参加する権利』ですが、そこに限定されなくて『市民が自主的にやっている活動にも参加する権利も有する』ということも、この条文には含まれると考えた方がいいのでは。なぜそう考えるかと、自治会町内会での問題も該当するからです。自治会町内会で「あなたは変な意見を言うから参加しないでくれ」と言われた時に、「市民はまちづくりに参加する権利を有している。自治会活動もその一環だ」という形で、住民同士のそのような関係についても言える根拠の一つになると思います。私は自治基本条例を日田市としてどちらのイメージでいくか、公権力を縛る「議会・行政対市民」の関係性だけではなくて、「市民対市民」市民間のルールも一部含むというふうにした方が、いいのかなという気がしています。

これは、みなさんの考え方次第ですが、市民間のルールは外してあくまで「行政と議会と市民」の関係性だけにするという話であれば、「まちづくり」という用語を使わずに「行政運営」という用語を使った方がはっきりすると思います。

委員B：行政を縛るだけでは誰も関心を持たなくなるような気がします。固い文章ができたくらいで終わってしまいそうです。せつかくなら、「市民対市民」などの条文も入れて「みんなで話し合ひましょう」というふうにした方が少しは関心が出てくるのかなと思います。

嶋田先生：自治基本条例の性格付けをどちらの方向でいくか。行政を縛っていくというのであれば、コミュニティとか入ってくるのはおかしい。これは、あくまで市民間のルールなわけですから。

私としては、「定義」の部分で工夫をして、参加する対象としてのまちづくりの中核は行政だと思います。そこに行政に参加する権利を有するというを匂わせつつ、しかし、そこに限定されないという言い方がいいのかなという気がします。今回で、権利についての議論が終わりということではないので次回以降考えていただくとして、次に「市民の責務」はどうでしょうか。

委員F：さきほどからの話でいくと『市政運営や行政サービスに伴う負担を受け持つ責務を有する』のはおかしくなるかと思います。

嶋田先生：「市民の役割」ということであれば、もう少しいろいろな議論が出来るかもしれませんが、責務ということであれば、今までの議論の流れからすると「負担」という言葉は外すべきでしょう。

職員の地域活動参加についての話などから、頑張る職員を応援するような文言を入れてはどうかという話もありました。『職員の働き振りを客観的に吟味する責務を有する』など条文にはなりにくいと思いますが、おもしろい視点だと思います。条文にはもう少し抽象的な表現にして、市民から出た意見として解説の方で詳しく書くというのもいいかもしれません。

次に、「事業者の責務」はどうでしょうか。

委員A：『事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとする』とありますが、『社会的責任を自覚』は外した方がよいのではないのでしょうか。ここまで書くのは、市としてあまりにも上から目線のように感じます。そもそも市民にも議会にも行政にも社会的責任はあるわけですから、事業者に対してのみ、このような言葉を使うのは言いすぎなのではと思うのです。

嶋田先生：この【たたき台案】の「市民の定義」の中には事業者が含まれていません。市民の定義の中に事業者を含めてしまえば変わることにはなります。そもそも日田市において、事業者の責務ということを単独で規定する必要があるかどうかだと思います。事業者が協力しないとといった実態があれば、単独項目として書き込んだほうがよいと思います。

委員B：「事業者」を「市民」の定義に含めて定義すれば、いろいろ考えなくても済むのではないのでしょうか。

委員A：「市民」の中に「事業者」を含めてしまうと、後で引っかかってくるような条文が出てくるような気がします。場合によっては、「(事業者を除く)」というような表現にもなりかねません。「事業者」は市民とは別にした方がよいと思います。

嶋田先生：事業者の責務だけではなくて、事業者の権利も入れ込むべきでしょう。

委員B：「事業者」を「市民」に含めておいて、人間相手の話になる場合には「住民」という言葉を使うのはどうでしょう。

嶋田先生：「住民」としてしまうと、人間相手の話であっても『通勤通学している働く人とか学生』が外れてしまうことになります。

委員A：「市民等」にして事業者を含めて、場合によっては、「市民等」と「市民」を使い分ければいいのかもかもしれません。どちらにしても、詳細は後ほどの会議で話すことになるのでしょうが。

嶋田先生：議論しておかなければならないのは、「事業者」を「市民」の中に含みこんで、市民と同じような責務・権利を考えていいのか。それとも、「事業者」は事業者で日田市独自の事情で「事業者の責務」というのを改めて規定する必要があるのか。その点の議論は必要だと思います。

委員F：「市民」としては広い範囲の方がよいのですが、「事業者」としてはこれ以上の責務があっても困るとなるでしょうから、別に規定したほうがよいとは思いますが。市民ではできないことを事業者がして貢献しているということも多いと思います。

嶋田先生：今の議論からいきますと、「市民」に含める含めない、いずれにしても、事業者独自の使い分けは必要にはなるのでしょう。それを踏まれたうえて、事業

者の責務を考えた時にいかかでしょうか。

委員F：『地域社会の一員としてまちづくりに寄与する』というのは、決して悪い表現ではないと思います。

嶋田先生：この表現で全てを包摂しているということで、追加する文言は特に必要ないということですね。

時間になりましたので、今日はこのあたりまでにしたいと思います。今回は、最初の15分程度は復習と言いつれたことについて議論いただいて、引き続き進めたいと思います。今日の会議で条例について議論する感じがわかったのではないのでしょうか。

最後に1点事務局に質問です。自治基本条例について庁内の動きはどのようなになっていますか。

事務局：今までは庁内検討会ということで、庁内検討体制を作っていました。市民ワーキンググループが、今回の会議から条例の具体的な中身の議論に入ってきましたので、もう一段取り組みを強化しプロジェクトチームに再編しなおすことにしています。12月までには体制を整え直して、1月開催の市民ワーキンググループ会議にはプロジェクトメンバーが同席しながら進めていくことができるよう準備をしています。

嶋田先生：【たたき台案】とはいえ、だいぶまとまってきているので庁内の動きがついてこないと先に進めないし、地域に広げていくことをやっていかないと、まずいと思いますので引き続きよろしくお願いします。

【次回会議日程を12月13日（火）、次々回を1月24日（火）として終了】